

第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

障がいのある人等の自立を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に対応したサービス提供体制を整えるため、令和5年度の数値目標を設定し、必要なサービス量を見込むとともに、その達成状況を把握しながら提供体制の整備に取り組んでいきます。

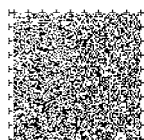
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人等が、それぞれの地域において自立した日常生活・社会生活を営むため、福祉施設入所から地域生活への移行を進めていきます。なお、この項において、地域生活への移行とは、福祉施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいいます。以下、この項において同じです。）の入所者が入所施設を退所し、生活の場をグループホームや一般住宅等へ移すことなどをいいます。

（1）現状と課題

グループホームなどの障がいのある人の住まいの場の確保が進んでいることなどにより、地域生活への移行が進んでいる一方で、障がいのある人の高齢化・重度化などにより福祉施設へ入所する人もみられ、施設入所者数の削減は、十分に進んでいるとはいえない状況があります。

このため、障がいのある人のニーズに応じて、福祉施設ではなく、地域で生活していくことができるよう支援する取り組みが必要です。福祉施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるためには、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等を充実させることのほか、地域で安心して暮らしていくための住まいの場や必要な訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築などが必要です。



(2) 目標値の設定

県では、これまでの利用実績や国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）をいいます。以下同じです。）を踏まえ、令和 5 年度末の施設入所者数の削減数及び地域生活移行者数を次の表のとおり設定します。

項 目		数 値
目標値	令和元年度末における 施設入所者数 (A)	6, 5 8 6 人
	令和 5 年度末における 施設入所者数 (B)	6, 4 8 0 人
	削減数 (A-B)	1 0 6 人
	地域生活移行者数	3 9 6 人

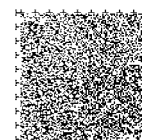
※ 地域生活移行者数は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に福祉施設を退所して地域生活へ移行する人の数です。

施設入所者の地域生活への移行者数の状況

区 分	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ H29. 3. 31	H29. 4. 1～ H30. 3. 31	H30. 4. 1～ H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R2. 3. 31
人 数	102 人	137 人	108 人	84 人	129 人

(3) 目標達成への対応策

地域生活への移行を進めるに当たっては、地域へ送りだす施設、受け入れる地域、施設と地域を結びつけるための相談支援という三つの視点に基づいて、支援策を講じていきます。



① 福祉施設による支援

地域生活への移行を円滑に進めるため、機能訓練や生活訓練など、施設入所者の社会生活能力を高める支援を行うよう推進します。

行事等を通じて地域との交流を確保し、障がいのある人が地域に入りやすい環境をつくるよう助言等を行います。

② 住まいの場の確保

公営住宅等の活用やグループホームの創設を促進することにより、障がいのある人の住まいの場の確保に努めます。

③ 訪問系サービス・日中活動系サービスの確保

地域で自立した生活を送るため、居宅介護などの訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスの確保に努めます。

- ホームヘルパー、同行援護、重度訪問介護及び行動援護従業者の養成研修を実施します。
- 障がい福祉サービス事業者の指定を計画的に行うとともに、事業者に対する指導や研修により、提供されるサービスの質の確保に努めます。
- サービスの提供に必要な施設の創設、改修等の経費に対する助成を行います。

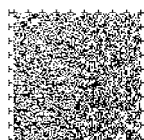
④ 地域の理解の促進

障がいのある人に対する地域住民の理解を促進するため、啓発活動を行います。

⑤ 相談支援体制の確保

相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援を提供する一般相談支援事業所の創設を促進します。



2 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所や入院している障がいのある人の地域生活への移行を進めていくこととしております。

このため、令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%の削減を図ることとし、必要入所定員総数についても1.6%程度を削減した人数を目標値とします。

平成30年度から令和2年度の実績及び令和3年度から令和5年度までの目標値は、次のとおりです。

(単位：人)

実績			目標値		
H30	R1	R2	R3	R4	R5
7,004	6,982	6,982	6,945	6,908	6,870

※4月1日時点の定員数

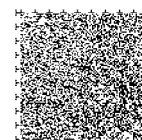
3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

(1) 現状と課題

地域移行や地域生活継続のために支援が必要な精神障がいのある人について、関係機関が連携して支援できるよう、自立支援関係機関会議の設置や、地域における精神障がいのある人についての理解促進、グループホーム等の施設整備など、地域における受け入れ体制を整えることにより、退院可能な精神障がいのある人の地域移行を進めているところです。

本県における平成29年度の精神病床における入院後1年時点での退院率は86%と全国の88%を下回っています。今後、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む必要があります。



(2) 目標値の設定

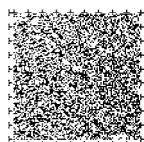
県では、現状及び国の基本方針を踏まえ、令和5年度末までの目標値を次のように定めます。

項 目	数 値
入院後3か月時点の退院率	69%以上
入院後6ヶ月時点の退院率	86%以上
入院後1年時点の退院率	92%以上
在院期間が1年以上の長期入院患者数	9,489人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上

(実績)

項 目	数 値
入院後3か月時点の退院率 (平成29年度)	59%
入院後6ヶ月時点の退院率 (平成29年度)	77%
入院後1年時点の退院率 (平成29年度)	86%
在院期間が1年以上の長期入院患者数 (令和元年度)	10,284人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (平成28年度)	306日

* 「精神保健福祉資料」及び厚生労働科学研究費補助金「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」より

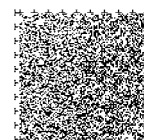


(3) 目標達成への対応策

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用して、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図ります。

さらに、夜間・休日電話相談事業や退院した精神障がいのある人を地域で見守る体制の仕組みをつくり、地域生活に移行した精神障がいのある人に対して、症状悪化時等必要なときにいつでもフォローアップをし、精神障がいのある人の地域生活への移行を円滑に進めます。

また、地域で精神障がいのある人が安心して生活できる社会をつくるために、県民や関係機関を対象に、精神障がいのある人への理解を深める啓発を行います。



精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の施策を基本に取り組みます。

① 精神障がいのある人の地域移行、地域生活継続のための支援

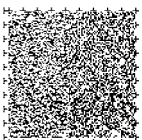
長期在院者の円滑な退院促進及び地域生活の継続を図るため、精神科病院をはじめ市町村、障がい福祉サービス事業者等の関係機関と十分な連携を図りながら、次のような支援を行います。

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の有効な活用
- ・ 退院した精神障がいのある人の症状悪化時の対応方策を示したプランの活用等による見守り体制の構築
- ・ 夜間・休日電話相談の設置
- ・ 精神障がいのある人の家族のための相談窓口の設置
- ・ 精神障がいのある人に対する保健師の訪問指導の実施
(必要に応じて精神科医師等が同行)
- ・ 共同生活援助及び自立生活援助の充実強化

② 精神障がいに対する正しい理解の促進

地域で共に生活する人々の精神障がい及び精神障がいのある人についての理解を深めるため、次のような事業を進めます。

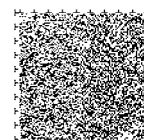
- ・ 保健福祉（環境）事務所や精神保健福祉センターで開催している各種講演や精神保健福祉大会（こころの健康づくり大会）等での啓発
- ・ 市町村や関係団体と連携した総合的な相談事業の充実
- ・ 不動産事業者や障がい福祉サービス事業者等を対象とした啓発



③ 地域生活への移行を進めるための環境整備

- ・ 日中活動の場として、創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの確保を図るため、地域のニーズに応じた整備を進めます。
- ・ 障がい福祉サービス事業者に対し、精神障がいのある人の受け入れにあたっては、利用者の意向、適性、障がいの特性を踏まえた適切かつ効果的なサービスを提供するよう指導します。

	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人による地域移行支援のサービス必要見込量	126人	149人	172人
精神障がいのある人による地域定着支援のサービス必要見込量	183人	222人	265人
精神障がいのある人による共同生活援助のサービス必要見込量	2,377人	2,600人	2,847人
精神障がいのある人による自立生活援助のサービス必要見込量	76人	94人	111人



4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が、自立した地域生活を安定かつ継続的に送るためには、経済的な基盤であり、生きがいとなる就労が重要な要素となります。

本県では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。）の促進や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人の一般就労への移行を積極的に進めるよう取り組んでいきます。

また、福祉施設（就労移行支援事業等を行う施設をいいます。以下、この項において同じです。）から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障がい者雇用全体についての取組を併せて進めていきます。

（1）現状と課題

県内民間企業における雇用障がい者数は、令和元年 17,842.0 人（前年 16,903.5 人）と前年から 938.5 人増加しています。

また、福祉施設利用者のうち一般就労に移行した人は、令和元年度実績で 1,027 人（目標値 1,275 人の約 8 割）となっています。

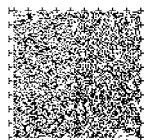
福祉施設から一般就労への移行をより一層進めるため、福祉・労働・教育等関係機関と民間企業等が連携を密にし、障がいのある人の一般就労を進めていくことが必要です。

（2）目標値の設定

① 福祉施設を退所し一般就労する者の数

国の基本指針では、令和 5 年度中に一般就労に移行する者の数を令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和 5 年度の年間一般就労移行者数を 1,305 人とします。



項 目	数 値
令和元年度の年間一般就労移行者数	1, 0 2 7 人
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	1, 3 0 5 人

② 就労移行支援事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業により一般就労に移行する者の数を令和元年度の1.30倍以上とすることを基本とすることとされています。

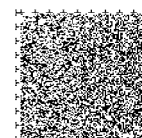
目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和5年度の就労移行支援事業による年間一般就労移行者数を944人とします。

項 目	数 値
令和元年度の就労移行支援事業による年間一般就労移行者数	7 2 6 人
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業による年間一般就労移行者数	9 4 4 人

③ 就労継続支援A型事業により一般就労へ移行する者の数

国の基本指針では、令和5年度中に就労継続支援A型事業により一般就労に移行する者の数を令和元年度の概ね1.26倍以上とすることを目指すものとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和5年度の就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数を218人とします。



項 目	数 値
令和元年度の就労継続 支援A型事業による年 間一般就労移行者数	173人
【目標値】 令和5年度の就労継続 支援A型事業による年 間一般就労移行者数	218人

④ 就労継続支援B型事業により一般就労へ移行する者の数

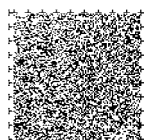
国の基本指針では、令和5年度中に就労継続支援B型事業により一般就労に移行する者の数を令和元年度の概ね1.23倍以上とすることを目指すものとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和5年度の就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数を123人とします。

項 目	数 値
令和元年度の就労継続 支援B型事業による年 間一般就労移行者数	100人
【目標値】 令和5年度の就労継続 支援B型事業による年 間一般就労移行者数	123人

⑤ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする



こととされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。

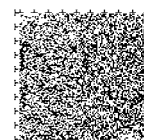
項 目	数 値
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 70.0%

⑥ 就労定着支援事業による職場定着率

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とすることとされています。

目標値は、国の基本指針を踏まえて就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割とします。

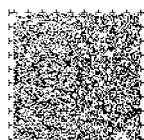
項 目	数 値
【目標値】 就労定着率8割以上の事業所	70.0%



⑦ 労働関係機関と連携した就労関連の目標

障がい者雇用に関して労働関係機関と連携した支援者見込み数を、国の基本指針を踏まえて次のように設定します。

項目	令和5年度の見込み数
就労移行支援事業（就労移行支援を行う事業をいう。）及び就労継続支援事業（就労継続支援を行う事業をいう。）の利用者の一般就労への移行者数	1,285人
障がいのある人に対する職業訓練の受講者数	120人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	353人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	200人
公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数	660人



(3) 目標達成への対応策

一般就労への移行等を進めるにあたっては、就労移行支援事業等の実施や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人への支援策を講じていきます。

① 障がいのある人に対する職業訓練の実施

福岡障害者職業能力開発校で実施する民間教育訓練機関等を活用した多様な委託訓練事業において、障がいのある人の能力や適性及び雇用ニーズに対応した訓練により就職に必要な知識・技能の習得を図るとともに、ハローワーク等職業紹介機関や就労移行支援事業者と連携を図りながら、就労に結びつけていきます。

② 福祉施設から公共職業安定所への誘導

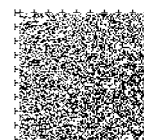
福祉施設利用者のうち必要な方が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福岡労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促します。

③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

県内 13 か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。

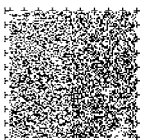
④ 公共職業安定所の支援による福祉施設からの就職

公共職業安定所の支援を受けて就職に結びつくよう、福岡労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促します。



⑤ その他雇用機会の拡大

- ・ 福岡県障がい者雇用拡大事業において、中小企業を対象に求人開拓を強化するとともに、企業と障がいのある人双方の就職相談から個別指導、職場定着まで一貫して支援します。
- ・ 法定雇用率未達成企業等に対し、障がい者雇用制度の周知を図るとともに、障がい種別による雇用のノウハウを提供する等、雇用促進を図ります。
- ・ 特別支援学校生徒の職場実習の拡充や企業の人事担当者と教職員の交流会等を通して、特別支援学校の生徒の就職に対する意欲向上を図るとともに、就業機会の拡大に努めます。
- ・ 一般就労を希望する障がいのある人が、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の実施を事業者に促します。



第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないと規定されています。障がいのある児童とその家族に対しては、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 現状と課題

令和2年4月1日現在、県内には児童発達支援センターが37か所設置されており、保育所等訪問支援事業所数は73か所となっています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は42か所、放課後等デイサービス事業所は64か所となっています。

できる限り身近な地域で支援を受けられるようにするためには、提供体制の整備等を促進するとともに保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を密にする必要があります。

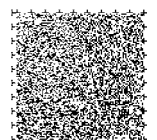
(2) 目標値の設定

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）することを基本とすることとされています。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町



村に少なくとも1つずつ整備し、保育所等訪問支援を利用できる体制を全ての市町村において構築することを目標に取り組みます。

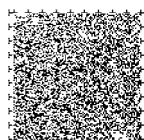
項 目	目 標
児童発達支援センター	各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和5年度末)
保育所等訪問支援を利用できる体制	全ての市町村において構築する(令和5年度末)

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保も可)することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1つずつ確保することを目標に取り組みます。

項 目	目 標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和5年度末)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可) (令和5年度末)



③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

国の基本指針では、聴覚障がいのある児童を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標に取り組みます。

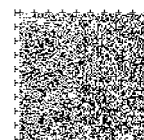
項 目	目 標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制	県において確保する (令和5年度末)

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置も可）ことを基本とすることとされています。

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を県及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標に取り組みます。

このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担います。

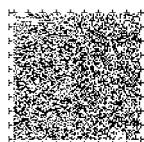


項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	県及び各市町村に設置する (障がい保健福祉圏域における共同設置も可) (令和5年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーター	県及び各市町村に設置する (障がい保健福祉圏域における共同設置も可) (令和5年度末)

○コーディネーター配置人数の見込み

(単位:人)

圏域	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人	人
福 岡 ・ 糸 島	2	2	2	2
粕 屋	6	9	10	12
宗 像	1	1	1	2
筑 紫	2	4	5	5
甘 木 ・ 朝 倉	0	1	1	2
久 留 米	5	5	5	7
八 女 ・ 筑 後	0	7	8	8
有 明	1	4	4	5
飯 塚	8	9	10	11
直 方 ・ 鞍 手	0	5	5	6
田 川	6	8	8	10
北 九 州	5	5	5	7
京 築	6	8	8	8
県 計	42	68	72	85



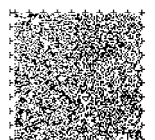
⑤ 子ども・子育て支援

県及び市町村は、障がいのある児童の子ども・子育て支援の利用ニーズについて把握し、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入体制の整備を行います。

	令和元年度 受入実績 (人)	見込み(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	1,683	1,767	1,795	1,813
認定こども園	124	158	160	161
地域型保育事業	13	26	26	26
放課後児童 健全育成事業	1,817	1,899	1,916	1,924

(3) 目標達成への対応策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービスの提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 各市町村の体制整備に関し、必要な支援を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターを育成するため、相談支援専門員・保健師・訪問看護師等を対象とした養成研修を実施します。

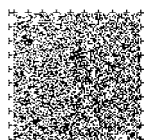


第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ移行しやすくするための体制を、地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えることを目的として、各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）において地域生活支援拠点等の整備を進めています。

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までの間、各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標に取り組みます。

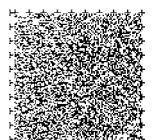
項 目	目 標
地域生活支援拠点等	各市町村(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)に確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討 (令和5年度末)



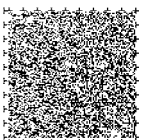
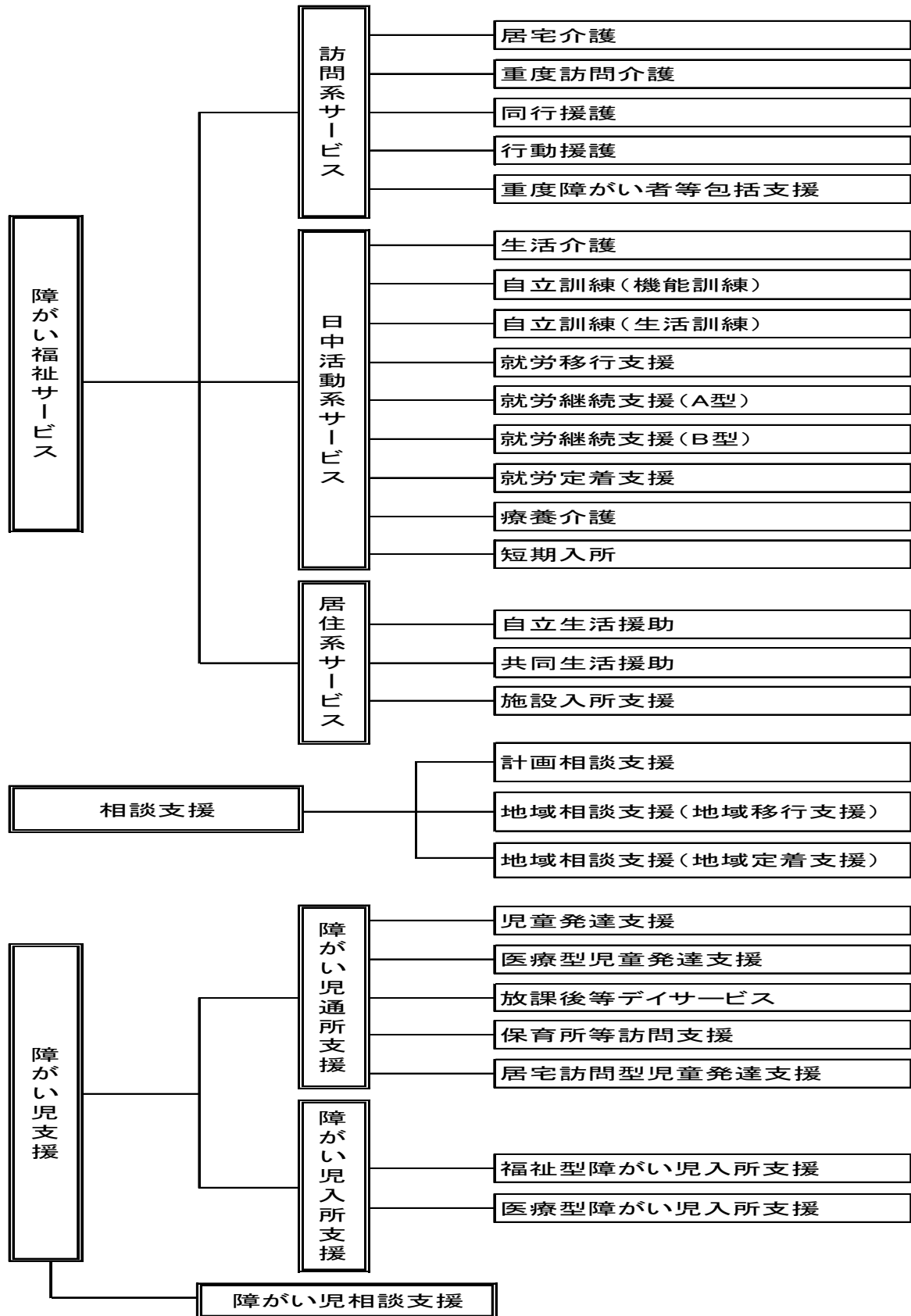
第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むために、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けることができるよう、計画期間中に必要であると見込まれる障がい福祉サービス等の量及びその見込量の確保のための方策を定め、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していきます。

障がい福祉サービス等の見込量の算定に当たっては、利用実態等や障がいのある人等のニーズなどを考慮しています。



《サービス体系》



1 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の5つのサービスからなります。

居宅介護	障がいのある人等の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がいのある人であって常時介護を要する人の居宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人等が外出する時に、障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がいのある人等で常時介護を必要とする人が行動する際に、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等でその介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的にを行います。



(1) 訪問系サービスの必要見込量

(単位:時間、人/月)

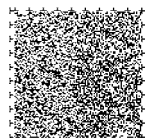
市町村名	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
北九州市	45,165	2,003	48,832	2,018	50,502	2,050	52,171	2,082
福岡市	123,502	3,866	127,077	4,216	130,988	4,357	135,044	4,503
大牟田市	9,268	399	10,149	437	10,635	458	11,178	480
久留米市	22,360	1,098	21,554	925	22,089	967	22,650	1,009
直方市	2,347	120	3,490	163	3,675	168	3,860	173
飯塚市	5,319	334	5,571	345	5,655	351	5,742	358
田川市	1,600	96	1,597	116	1,597	116	1,597	116
柳川市	2,041	78	3,126	95	3,478	101	3,830	107
八女市	3,219	146	3,506	143	3,751	150	3,986	157
筑後市	1,611	91	1,730	99	1,788	103	1,850	108
大川市	823	64	1,103	78	1,103	78	1,103	78
行橋市	2,068	105	2,224	95	2,255	97	2,272	98
豊前市	790	35	956	42	976	43	996	44
中間市	1,786	86	1,805	114	1,904	120	2,003	126
小郡市	1,984	101	2,085	87	2,277	90	2,496	93
筑紫野市	4,057	172	4,515	273	4,665	286	4,815	299
春日市	3,567	148	4,050	165	4,480	178	4,710	190
大野城市	2,316	103	2,779	115	2,820	117	2,862	119
宗像市	2,120	97	2,826	148	2,968	160	3,123	173
太宰府市	2,228	89	2,927	99	3,527	105	4,152	112
古賀市	681	52	1,043	55	1,185	57	1,251	58
福津市	1,825	68	2,190	71	2,360	74	2,530	77
うきは市	628	29	702	33	660	31	618	29
宮若市	850	39	953	41	1,007	41	1,067	41
嘉麻市	2,086	120	2,047	123	2,053	125	2,058	126
朝倉市	662	43	694	51	709	52	714	53
みやま市	1,116	65	1,018	64	1,088	70	1,158	76
糸島市	1,384	82	1,735	94	1,850	98	1,978	101
那珂川市	1,874	78	2,090	86	2,243	92	2,396	98
宇美町	944	42	966	47	982	47	998	48
篠栗町	613	42	655	44	670	45	685	46
志免町	1,328	83	1,532	75	1,616	79	1,700	83
須恵町	350	23	355	30	365	32	375	35
新宮町	1,504	41	1,835	46	2,310	51	3,180	58
久山町	516	10	516	12	566	13	616	14
粕屋町	1,693	57	1,731	65	1,755	67	1,772	70
芦屋町	393	29	410	29	410	29	410	29
水巻町	879	48	973	51	973	51	973	51
岡垣町	329	27	370	220	380	221	391	222
遠賀町	798	35	808	35	832	36	857	37
小竹町	282	19	336	26	349	27	362	28
鞍手町	742	38	728	34	772	35	816	36
桂川町	262	20	257	19	257	19	257	19
筑前町	598	21	1,231	29	1,231	29	1,231	29
東峰村	0	0	30	1	30	1	30	1
大刀洗町	373	12	415	16	640	19	670	20
大木町	469	16	461	21	480	23	500	25
広川町	518	31	592	35	634	37	678	42
香春町	630	32	768	39	784	40	800	41
添田町	543	32	363	27	382	30	403	33
糸田町	619	30	605	35	622	35	640	34
川崎町	835	61	986	75	1,057	81	1,129	87
大任町	187	28	190	14	179	13	168	12
赤村	294	10	211	10	236	12	261	14
福智町	1,466	71	2,160	86	2,091	85	2,026	84
苅田町	525	41	620	62	620	62	620	62
みやこ町	628	24	715	26	715	26	715	26
吉富町	129	13	161	18	171	19	180	20
上毛町	88	8	120	12	140	14	160	16
築上町	357	21	406	26	438	28	472	31
県計	268,169	10,772	285,880	11,656	296,975	12,041	308,285	12,437

※令和元年度実績のうち、月単位の実績は、令和2年3月の実績（以下、同じです。）です。



(2) サービス確保のための方策

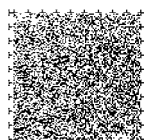
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 行動援護従業者養成研修を実施し、人材の養成・確保に努めます。
- 障がい者（児）ホームヘルパー養成研修や同行援護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修の事業者指定を通じ、ホームヘルパー及びガイドヘルパーの人材養成・確保に努めます。
- 福岡県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、公共職業安定所等において、福祉・介護分野への就職希望者等の相談に応じたり、職場を体験する機会を提供したりすることで、福祉・介護分野への円滑な就労及び定着を支援し、訪問系サービスに携わる人材を確保します。



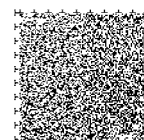
2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護及び短期入所の9つのサービスからなります。

生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人について、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援A型	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。



就労継続支援B型	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	<p>居宅において障がいのある人等の介護を行う人の病気等の理由で、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。</p> <p>重症心身障がい児・者等を対象とし、病院、有床診療所、老人保健施設及び無床診療所（日中の場合のみ）が行う短期入所を医療型短期入所といい、その他の短期入所を福祉型短期入所といいます。</p>



(1) サービスの必要見込量

① 生活介護のサービス必要見込量

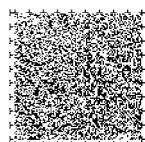
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	61,010	3,256	58,434	3,412	59,820	3,492	61,235	3,575
粕屋	10,368	508	10,809	530	11,105	546	11,402	561
宗像	7,065	351	6,910	366	6,960	368	7,000	371
筑紫	13,872	676	14,296	702	14,701	722	15,107	742
甘木・朝倉	5,149	243	5,135	248	5,195	251	5,235	253
久留米	23,704	1,184	23,425	1,207	23,806	1,227	24,214	1,248
八女・筑後	8,290	401	8,471	419	8,708	432	8,951	445
有明	14,487	696	14,841	722	15,071	737	15,301	752
飯塚	13,975	687	14,126	692	14,199	695	14,252	697
直方・鞍手	8,494	408	8,699	412	9,008	420	9,318	428
田川	9,354	438	10,137	484	10,335	494	10,475	505
北九州	68,832	3,275	67,463	3,319	68,341	3,337	69,222	3,355
京築	9,691	464	10,221	482	10,474	490	10,695	496
県計	254,291	12,587	252,967	12,995	257,723	13,211	262,407	13,428

② 自立訓練（機能訓練）のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	575	41	473	41	444	38	405	34
粕屋	124	10	220	15	221	14	230	15
宗像	206	12	300	23	330	25	360	27
筑紫	70	5	136	9	156	11	176	13
甘木・朝倉	50	3	92	5	92	5	92	5
久留米	179	10	288	17	309	18	333	18
八女・筑後	27	2	129	6	129	6	129	6
有明	64	4	145	8	165	9	185	10
飯塚	27	2	20	3	20	3	20	3
直方・鞍手	46	2	86	4	86	4	86	4
田川	23	1	45	2	67	3	67	3
北九州	374	17	413	20	437	21	460	22
京築	25	1	119	6	119	6	119	6
県計	1,790	110	2,466	159	2,575	163	2,662	166



③ 自立訓練（生活訓練）のサービス必要見込量

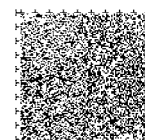
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	3,802	246	3,946	272	4,154	286	4,371	301
粕屋	349	19	482	28	513	30	544	33
宗像	363	22	370	30	392	31	415	33
筑紫	598	42	614	38	634	40	654	42
甘木・朝倉	50	3	101	6	101	6	101	6
久留米	826	69	1,077	82	1,089	87	1,101	93
八女・筑後	61	3	109	5	109	5	109	5
有明	660	39	793	52	813	53	833	54
飯塚	768	50	802	50	813	51	825	52
直方・鞍手	163	14	348	25	375	27	402	29
田川	208	11	465	33	521	37	591	41
北九州	3,370	182	4,217	208	4,226	209	4,254	211
京築	351	24	543	37	553	38	563	39
県計	11,569	724	13,867	866	14,293	900	14,763	939

④ 就労移行支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	14,650	823	14,299	874	14,759	902	15,233	931
粕屋	2,217	120	2,702	148	2,833	155	2,947	161
宗像	1,059	60	1,263	105	1,369	111	1,484	118
筑紫	2,976	178	3,432	204	3,628	216	3,844	228
甘木・朝倉	446	26	612	36	689	40	739	43
久留米	1,915	112	2,216	135	2,151	131	2,106	129
八女・筑後	383	23	527	29	582	32	638	35
有明	1,697	100	1,773	105	1,827	108	1,864	111
飯塚	1,179	62	1,222	65	1,222	65	1,238	66
直方・鞍手	569	33	725	55	760	57	775	59
田川	1,013	52	1,358	95	1,538	103	1,786	111
北九州	7,853	423	7,585	454	7,686	458	7,775	462
京築	693	38	991	56	1,100	62	1,224	69
県計	36,650	2,050	38,705	2,361	40,144	2,440	41,653	2,523



⑤ 就労継続支援A型のサービス必要見込量

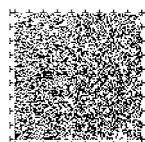
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	25,543	1,263	24,907	1,327	25,770	1,373	26,659	1,420
粕屋	4,054	201	4,362	231	4,562	246	4,757	262
宗像	1,676	85	1,628	108	1,718	117	1,817	127
筑紫	6,537	335	7,451	383	7,988	409	8,538	436
甘木・朝倉	1,208	62	1,417	71	1,517	76	1,617	81
久留米	13,236	674	14,899	766	16,280	838	17,727	911
八女・筑後	4,366	213	4,485	226	4,640	234	4,804	243
有明	7,168	351	7,741	386	8,081	410	8,444	435
飯塚	3,207	155	3,948	195	4,582	226	5,391	266
直方・鞍手	1,887	92	2,087	108	2,293	118	2,517	129
田川	1,601	80	1,947	103	2,238	116	2,595	132
北九州	23,375	1,100	23,577	1,133	24,121	1,153	24,595	1,172
京築	5,941	293	7,103	349	7,345	361	7,588	373
県計	99,799	4,904	105,552	5,386	111,135	5,677	117,049	5,987

⑥ 就労継続支援B型のサービス必要見込量

(単位:人日/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	42,462	2,483	45,366	2,872	48,779	3,089	52,452	3,323
粕屋	8,162	448	8,837	487	9,492	529	10,140	575
宗像	5,124	295	5,411	359	5,772	380	6,168	402
筑紫	12,341	738	14,238	860	15,405	933	16,644	1,010
甘木・朝倉	3,615	200	3,879	213	4,102	225	4,340	237
久留米	19,731	1,153	22,052	1,196	23,906	1,312	25,939	1,439
八女・筑後	8,081	448	8,927	502	9,368	529	9,825	557
有明	9,094	507	9,479	556	9,724	591	9,973	626
飯塚	9,683	503	10,599	558	11,029	582	11,493	608
直方・鞍手	6,445	365	6,570	369	6,865	390	7,161	411
田川	11,581	601	13,135	718	13,586	746	14,053	773
北九州	53,926	2,888	50,636	2,975	51,798	3,040	52,829	3,098
京築	12,396	681	12,534	692	13,032	719	13,516	745
県計	202,641	11,310	211,663	12,357	222,858	13,065	234,533	13,804



⑦ 就労定着支援のサービス必要見込量

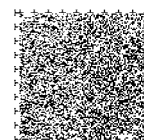
(単位:人/月)

圏域	実績	見込量			
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	人	人	人	人	
福岡・糸島	145	305	373	441	
粕屋	25	48	50	53	
宗像	41	57	61	66	
筑紫	28	41	54	67	
甘木・朝倉	5	9	10	12	
久留米	65	120	175	258	
八女・筑後	8	14	16	19	
有明	53	56	60	64	
飯塚	14	18	22	26	
直方・鞍手	9	17	25	31	
田川	4	9	12	16	
北九州	121	171	181	190	
京築	8	12	15	18	
県計	526	877	1,054	1,261	

⑧ 療養介護のサービス必要見込量

(単位:人/月)

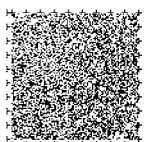
圏域	実績	見込量			
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	人	人	人	人	
福岡・糸島	239	252	257	262	
粕屋	60	62	62	63	
宗像	24	26	27	28	
筑紫	50	52	52	52	
甘木・朝倉	27	29	29	29	
久留米	147	157	161	163	
八女・筑後	33	35	35	35	
有明	75	87	91	95	
飯塚	36	37	37	37	
直方・鞍手	24	27	27	27	
田川	34	34	34	34	
北九州	328	334	339	344	
京築	36	38	38	38	
県計	1,113	1,170	1,189	1,207	



⑨ 福祉型短期入所のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

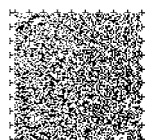
市町村名	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	2815	450	2,812	493	2,890	505	2,970	518
福岡市	4657	746	5,449	940	5,858	1,010	6,297	1,086
大牟田市	84	25	135	27	135	27	135	27
久留米市	435	94	640	132	698	141	761	151
直方市	187	28	290	44	300	46	310	48
飯塚市	263	33	299	38	299	38	299	38
田川市	65	9	78	26	81	27	84	28
柳川市	132	28	277	57	321	66	365	75
八女市	214	26	306	36	315	37	323	38
筑後市	138	24	170	34	180	36	190	38
大川市	43	11	87	17	87	17	87	17
行橋市	174	23	210	30	224	32	238	34
豊前市	74	9	66	11	66	11	66	11
中間市	122	22	87	33	87	33	87	33
小郡市	73	9	116	16	116	16	116	16
筑紫野市	58	16	100	20	100	20	100	20
春日市	115	28	120	30	125	31	130	32
大野城市	147	27	158	27	160	28	165	29
宗像市	210	31	243	81	258	86	276	92
太宰府市	82	13	96	16	96	16	96	16
古賀市	104	21	147	36	168	41	192	46
福津市	138	27	140	26	150	27	160	28
うきは市	54	8	105	15	105	15	105	15
宮若市	57	14	57	14	57	14	57	14
嘉麻市	133	15	158	19	158	19	158	19
朝倉市	42	4	70	10	70	10	70	10
みやま市	22	5	70	14	80	16	90	18
糸島市	44	7	174	30	174	30	180	31
那珂川市	87	18	91	19	96	20	101	21
宇美町	101	17	69	14	69	14	69	14
篠栗町	18	8	30	10	30	10	30	10
志免町	83	10	100	10	100	10	100	10
須恵町	38	8	40	10	45	12	50	15
新宮町	49	10	48	13	72	17	108	22
久山町	23	7	24	8	27	9	30	10
粕屋町	57	17	81	19	81	20	81	21
芦屋町	45	5	42	5	42	5	42	5
水巻町	23	4	36	6	42	7	54	9
岡垣町	34	8	50	12	54	13	59	14
遠賀町	13	6	32	16	36	18	40	20
小竹町	25	3	14	2	14	2	14	2
鞍手町	60	8	70	9	77	9	83	9
桂川町	0	0	42	6	42	6	42	6
筑前町	43	9	85	11	85	11	85	11
東峰村	10	2	10	1	10	1	10	1
大刀洗町	6	2	42	14	45	15	48	16
大木町	26	3	35	7	35	7	40	8
広川町	54	9	62	11	66	12	70	13
香春町	30	3	42	6	42	6	42	6
添田町	0	0	3	1	3	1	3	1
糸田町	17	2	21	5	21	5	21	5
川崎町	61	6	117	13	135	15	153	17
大任町	48	3	48	4	48	4	48	4
赤村	0	0	7	1	7	1	7	1
福智町	209	25	539	56	546	58	554	59
苅田町	132	14	135	27	140	28	145	29
みやこ町	43	6	46	6	46	6	46	6
吉富町	27	6	28	7	28	7	28	7
上毛町	18	5	40	8	40	8	40	8
築上町	13	3	16	4	15	3	16	4
県計	12,075	1,980	14,705	2,613	15,497	2,755	16,366	2,912



⑩ 医療型短期入所のサービス必要見込量

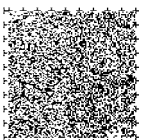
(単位:人日、人/月)

市町村名	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
北九州市	398	65	428	75	428	75	428	75
福岡市	763	141	1022	200	1155	227	1306	256
大牟田市	2	1	22	5	22	5	22	5
久留米市	34	9	79	15	79	14	80	14
直方市	82	12	100	15	110	17	120	20
飯塚市	29	6	29	6	29	6	29	6
田川市	14	2	12	3	12	3	12	3
柳川市	31	1	27	9	30	10	33	11
八女市	0	0	0	0	0	0	0	0
筑後市	2	1	2	1	2	1	2	1
大川市	0	0	2	1	2	1	2	1
行橋市	14	1	14	1	14	1	14	1
豊前市	0	0	0	0	0	0	0	0
中間市	0	0	30	5	30	5	30	5
小郡市	11	5	20	7	20	7	20	7
筑紫野市	24	9	18	7	18	7	18	7
春日市	1	1	10	2	10	2	10	2
大野城市	0	0	16	4	16	4	16	4
宗像市	74	7	60	15	64	16	68	17
太宰府市	0	0	10	1	20	2	30	3
古賀市	5	2	11	3	11	3	11	3
福津市	0	0	15	1	30	2	45	3
うきは市	0	0	0	0	0	0	0	0
宮若市	7	1	7	1	7	1	7	1
嘉麻市	0	0	8	2	8	2	8	2
朝倉市	8	5	35	5	35	5	35	5
みやま市	4	1	5	1	5	1	5	1
糸島市	66	9	94	13	108	15	115	16
那珂川市	13	1	13	2	13	2	13	2
宇美町	20	4	13	3	13	3	13	3
篠栗町	13	4	12	4	12	4	12	4
志免町	27	5	33	5	33	5	33	5
須恵町	6	1	10	2	10	2	10	2
新宮町	11	3	25	10	30	17	36	29
久山町	1	1	6	3	6	3	6	3
粕屋町	27	6	33	7	33	7	33	7
芦屋町	9	2	10	2	10	2	10	2
水巻町	7	1	21	3	21	3	21	3
岡垣町	40	7	48	10	48	10	48	10
遠賀町	6	2	21	4	27	4	35	5
小竹町	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	0	0	0	0	0	0	0	0
桂川町	0	0	14	1	14	1	14	1
筑前町	10	1	20	3	20	3	20	3
東峰村	0	0	5	1	5	1	5	1
大刀洗町	2	1	3	1	6	2	6	2
大木町	0	0	4	1	8	2	8	2
広川町	0	0	0	0	0	0	0	0
香春町	0	0	7	1	7	1	7	1
添田町	7	1	2	1	2	1	2	1
糸田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	0	0	8	1	8	1	8	1
大任町	0	0	0	0	0	0	0	0
赤村	0	0	7	1	7	1	7	1
福智町	7	1	7	1	7	1	7	1
苅田町	14	2	15	3	15	3	15	3
みやこ町	0	0	1	1	1	1	1	1
吉富町	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	1,789	322	2,414	469	2,621	512	2,836	562



(2) サービス確保のための方策

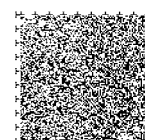
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- 入所施設において、空床を利用した短期入所の確保を図ります。
- 共同生活援助において、短期入所の併設を促進します。
- 障がいのある児童の短期入所の現状とその課題を把握した上で、障がいのある児童が短期入所を利用しやすい環境の整備に努めます。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の新規事業所指定については、地域のサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を聴いた上で判断します。
- 就労定着支援の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。



3 居住系サービス

居住系サービスは、自立生活援助、共同生活援助及び施設入所支援の3つのサービスからなります。

自立生活援助	障がいのある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	主として夜間に、施設において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

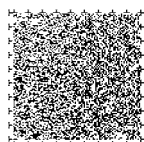


(1) サービスの必要見込量

① 自立生活援助のサービス必要見込量

(単位:人/月)

市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	0	3	6	9	那珂川市	0	0	0	1
福岡市	6	14	18	22	宇美町	0	0	0	0
大牟田市	0	1	1	1	篠栗町	0	1	1	1
久留米市	0	2	2	2	志免町	0	1	1	1
直方市	4	10	15	20	須恵町	0	0	0	0
飯塚市	0	3	4	4	新宮町	1	1	1	2
田川市	0	0	0	0	久山町	0	0	0	1
柳川市	0	1	2	3	粕屋町	0	1	1	1
八女市	0	1	2	3	芦屋町	0	1	1	1
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	1	1	1
大川市	0	1	1	1	岡垣町	0	1	1	1
行橋市	0	3	3	3	遠賀町	0	0	0	0
豊前市	0	1	1	1	小竹町	1	2	2	2
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	1	1	1
小郡市	0	3	3	3	桂川町	0	1	1	1
筑紫野市	0	2	2	2	筑前町	0	1	1	1
春日市	0	1	2	3	東峰村	0	0	0	0
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	1	2	2
宗像市	3	8	9	10	大木町	0	1	1	1
太宰府市	0	2	3	4	広川町	0	0	0	0
古賀市	3	5	6	7	香春町	0	1	1	1
福津市	8	10	12	12	添田町	0	2	2	2
うきは市	0	0	0	0	糸田町	0	0	0	0
宮若市	3	3	4	5	川崎町	0	2	3	4
嘉麻市	0	2	4	6	大任町	0	0	0	0
朝倉市	0	1	1	1	赤村	0	2	3	4
みやま市	0	1	1	1	福智町	0	0	0	0
糸島市	0	2	4	6	苅田町	0	1	1	1
					みやこ町	0	1	1	1
					吉富町	0	0	0	0
					上毛町	0	0	0	0
					築上町	0	0	0	1
					県計	29	106	135	164



② 共同生活援助のサービス必要見込量

(単位:人/月)

市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	1,347	1,410	1,480	1,550	那珂川市	27	29	31	33
福岡市	1,150	1,360	1,472	1,584	宇美町	30	28	31	33
大牟田市	137	150	159	168	篠栗町	33	42	45	48
久留米市	318	422	464	510	志免町	66	70	74	78
直方市	118	135	140	145	須恵町	34	35	40	45
飯塚市	242	282	303	324	新宮町	19	10	11	12
田川市	102	116	121	126	久山町	4	4	5	6
柳川市	80	105	120	135	粕屋町	49	52	54	56
八女市	117	130	135	140	芦屋町	24	25	28	31
筑後市	63	67	69	71	水巻町	36	40	42	44
大川市	72	80	84	88	岡垣町	45	50	51	52
行橋市	144	146	150	154	遠賀町	27	36	41	46
豊前市	44	47	48	49	小竹町	24	26	28	30
中間市	58	65	67	69	鞍手町	36	36	37	37
小郡市	47	53	59	65	桂川町	37	39	41	43
筑紫野市	78	100	115	130	筑前町	21	33	36	39
春日市	85	90	95	100	東峰村	6	8	9	10
大野城市	67	79	83	87	大刀洗町	10	14	15	16
宗像市	130	154	169	186	大木町	14	12	13	14
太宰府市	56	74	85	98	広川町	30	34	35	36
古賀市	49	51	54	57	香春町	33	40	41	42
福津市	71	85	90	100	添田町	29	28	28	28
うきは市	40	55	60	65	糸田町	26	30	31	32
宮若市	62	63	64	65	川崎町	48	50	52	54
嘉麻市	102	104	104	105	大任町	16	22	22	22
朝倉市	43	45	50	55	赤村	12	12	12	12
みやま市	42	45	50	55	福智町	55	63	67	70
糸島市	79	119	137	156	苅田町	65	70	72	74
					みやこ町	40	43	43	43
					吉富町	7	8	8	9
					上毛町	16	18	18	18
					築上町	47	42	43	48
					県計	5,909	6,681	7,131	7,598



③ 施設入所支援のサービス必要見込量

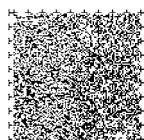
見込量については、現在の施設入所者数を基に、施設入所者の地域生活への移行、共同生活援助等での対応が困難な人等を考慮して、算定しています。

(単位：人／月)

実績	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6,348	6,355	6,319	6,270

(2) サービス確保のための方策

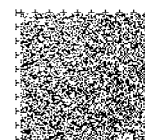
- 共同生活援助事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 共同生活援助の提供体制を整備するため、共同住居の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 自立生活援助の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。



4 相談支援

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の3つのサービスからなります。

計画相談支援	障がいのある人が障がい福祉サービスの利用を申請する際に、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する移行その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成したり、障がい福祉サービスの利用途中においてサービス等利用計画を見直し、変更する等して支援します。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人と常に連絡を取れる体制をつくり、障がいの特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行います。

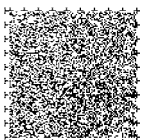


(1) サービスの必要見込量

① 計画相談支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

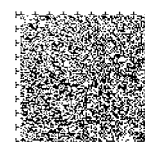
市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	8,636	9,150	9,450	9,750	那珂川市	302	325	348	371
福岡市	14,554	16,046	16,848	17,690	宇美町	227	246	253	261
大牟田市	1,290	1,444	1,528	1,617	篠栗町	210	244	248	252
久留米市	2,305	2,966	3,174	3,396	志免町	302	312	324	336
直方市	574	600	630	650	須恵町	164	180	200	240
飯塚市	1,384	1,523	1,593	1,663	新宮町	262	314	377	452
田川市	499	520	530	540	久山町	52	60	63	66
柳川市	1,635	2,080	2,300	2,520	粕屋町	263	298	308	323
八女市	147	175	190	215	芦屋町	111	115	117	119
筑後市	494	514	524	534	水巻町	273	289	297	305
大川市	399	410	416	422	岡垣町	229	241	243	249
行橋市	710	811	832	853	遠賀町	170	194	207	221
豊前市	435	435	435	435	小竹町	113	116	117	118
中間市	370	420	444	468	鞍手町	193	205	215	224
小郡市	538	480	504	516	桂川町	138	154	160	166
筑紫野市	621	730	785	840	筑前町	176	210	215	220
春日市	672	750	800	850	東峰村	47	25	28	30
大野城市	580	623	638	654	大刀洗町	110	118	125	130
宗像市	661	722	754	787	大木町	115	120	125	130
太宰府市	403	492	544	601	広川町	143	200	214	229
古賀市	394	412	431	451	香春町	155	161	162	163
福津市	417	484	513	543	添田町	112	107	115	122
うきは市	299	300	305	310	糸田町	116	90	94	98
宮若市	304	317	330	343	川崎町	634	676	702	728
嘉麻市	471	484	494	504	大任町	81	81	85	90
朝倉市	447	460	465	470	赤村	12	38	39	40
みやま市	363	383	403	423	福智町	269	277	287	297
糸島市	712	756	779	803	苅田町	338	328	348	368
					みやこ町	184	188	192	196
					吉富町	73	80	81	82
					上毛町	89	90	90	90
					築上町	267	300	300	300
					県計	46,244	50,869	53,318	55,864



② 地域移行支援のサービス必要見込量

(単位:人/年)

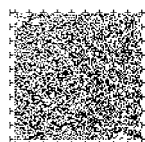
市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	31	40	45	50	那珂川市	0	1	2	3
福岡市	3	29	38	49	宇美町	0	1	1	1
大牟田市	0	1	2	3	篠栗町	0	1	1	1
久留米市	7	19	16	14	志免町	0	1	1	1
直方市	0	5	6	7	須恵町	0	0	0	0
飯塚市	0	2	3	4	新宮町	0	0	1	1
田川市	0	0	0	0	久山町	0	0	0	1
柳川市	0	2	4	6	粕屋町	0	1	1	1
八女市	0	1	1	2	芦屋町	0	1	1	1
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	1	1	1
大川市	1	2	2	2	岡垣町	0	1	1	1
行橋市	1	1	1	1	遠賀町	0	0	1	1
豊前市	0	1	1	1	小竹町	0	2	2	2
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	1	1	1
小郡市	10	1	1	1	桂川町	0	1	1	1
筑紫野市	1	4	4	4	筑前町	0	1	1	1
春日市	1	2	3	4	東峰村	0	0	0	0
大野城市	1	1	1	1	大刀洗町	0	1	1	2
宗像市	2	1	2	3	大木町	0	1	1	1
太宰府市	0	2	3	4	広川町	0	1	1	1
古賀市	1	1	1	1	香春町	0	1	1	1
福津市	1	1	2	2	添田町	0	2	2	2
うきは市	0	1	1	1	糸田町	0	0	0	0
宮若市	0	1	1	1	川崎町	0	1	1	1
嘉麻市	0	2	3	4	大任町	0	0	0	0
朝倉市	0	1	1	1	赤村	0	2	2	3
みやま市	2	2	2	2	福智町	0	1	1	1
糸島市	0	4	8	12	苅田町	0	1	1	1
					みやこ町	0	1	1	1
					吉富町	2	1	1	1
					上毛町	0	1	1	1
					築上町	0	0	1	1
					県計	64	156	185	217



③ 地域定着支援のサービス必要見込量

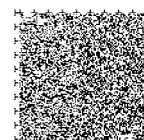
(単位:人/年)

市町村名	実績	見込量			市町村名	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人	人		人	人	人	人
北九州市	45	40	45	50	那珂川市	0	0	0	1
福岡市	41	76	91	109	宇美町	0	1	1	1
大牟田市	0	1	2	3	篠栗町	0	1	1	1
久留米市	7	74	95	122	志免町	0	1	1	1
直方市	0	5	6	7	須恵町	0	0	0	0
飯塚市	0	2	3	4	新宮町	0	0	1	1
田川市	3	3	3	3	久山町	0	0	0	1
柳川市	0	2	4	6	粕屋町	0	1	1	1
八女市	0	1	2	3	芦屋町	0	1	1	1
筑後市	0	1	1	1	水巻町	0	0	1	1
大川市	0	1	1	1	岡垣町	0	1	1	1
行橋市	0	1	1	1	遠賀町	0	0	1	1
豊前市	0	1	1	1	小竹町	0	2	2	2
中間市	0	1	1	1	鞍手町	0	1	1	1
小郡市	0	1	1	1	桂川町	0	1	1	1
筑紫野市	1	2	2	2	筑前町	0	1	1	1
春日市	1	1	2	3	東峰村	0	0	0	0
大野城市	0	1	1	1	大刀洗町	0	1	1	2
宗像市	0	1	2	3	大木町	0	0	0	0
太宰府市	0	2	3	4	広川町	0	1	1	1
古賀市	0	1	1	1	香春町	0	1	1	1
福津市	0	1	2	2	添田町	0	2	2	2
うきは市	0	1	1	1	糸田町	0	0	0	0
宮若市	0	1	1	1	川崎町	0	1	1	1
嘉麻市	0	2	3	4	大任町	0	0	0	0
朝倉市	1	1	1	1	赤村	0	2	2	3
みやま市	1	2	2	2	福智町	1	0	0	0
糸島市	0	4	8	12	苅田町	0	1	1	1
					みやこ町	0	1	1	1
					吉富町	0	1	1	1
					上毛町	0	1	1	1
					築上町	0	0	0	1
					県計	101	253	312	381



(2) サービス確保のための方策

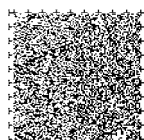
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 各市町村に十分な相談支援体制が整備されるよう市町村を支援します。
- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の養成・確保に努めます。
- 相談支援員について、現任研修を通じて、資質の向上を図り、サービス提供の確保に努めます。



5 障がい児通所支援

障がい児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援の5つのサービスからなります。

児童発達支援	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導、訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障がいのある児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、指導及び訓練を行います。
保育所等訪問支援	障がい児通所支援事業所のスタッフが保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。



(1) サービスの必要見込量

① 児童発達支援のサービス必要見込量

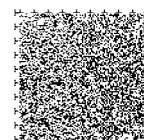
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	9,185	1,089	10,402	1,314	11,022	1,440	11,673	1,578
粕屋	2,368	328	2,867	357	3,058	378	3,269	401
宗像	773	128	1,164	296	1,246	315	1,339	340
筑紫	7,229	793	7,764	784	8,445	853	9,163	925
甘木・朝倉	372	61	440	71	480	79	530	88
久留米	2,182	291	2,323	283	2,468	306	2,590	328
八女・筑後	931	112	967	118	1,061	129	1,163	142
有明	862	66	1,065	73	1,136	78	1,207	83
飯塚	2,716	223	3,188	249	3,456	270	3,748	293
直方・鞍手	2,007	140	2,184	164	2,429	181	2,675	198
田川	1,559	160	2,373	196	2,652	222	2,959	251
北九州	10,184	848	9,391	843	9,757	880	10,128	918
京築	2,746	383	2,816	348	3,009	360	3,299	372
県計	43,114	4,622	46,944	5,096	50,219	5,491	53,743	5,917

② 医療型児童発達支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	507	69	490	70	490	70	490	70
粕屋	0	0	5	1	5	1	5	1
宗像	0	0	3	2	3	2	3	2
筑紫	0	0	52	4	62	5	72	6
甘木・朝倉	0	0	13	2	13	2	13	2
久留米	0	0	22	3	26	4	30	5
八女・筑後	0	0	7	1	14	2	14	2
有明	0	0	23	1	23	1	23	1
飯塚	0	0	0	0	0	0	0	0
直方・鞍手	0	0	23	2	23	2	23	2
田川	0	0	10	1	10	1	20	2
北九州	0	0	24	2	44	7	68	13
京築	10	2	52	7	52	7	52	7
県計	517	71	724	96	765	104	813	113



③ 放課後等デイサービスのサービス必要見込量

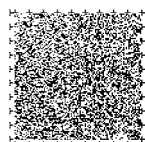
(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	44,123	2,835	57,605	3,738	63,618	4,126	69,616	4,514
粕屋	10,846	856	12,691	1,028	13,962	1,121	15,303	1,218
宗像	4,729	384	6,039	544	6,700	601	7,392	662
筑紫	14,291	1,017	15,740	1,086	17,001	1,160	18,289	1,236
甘木・朝倉	1,312	105	2,040	167	2,280	187	2,520	207
久留米	12,019	972	16,596	1,140	18,189	1,262	19,713	1,367
八女・筑後	3,811	245	4,332	288	4,541	304	4,758	320
有明	3,503	226	4,742	290	5,242	319	5,757	349
飯塚	5,237	362	6,759	477	7,654	543	8,683	617
直方・鞍手	3,810	245	4,698	318	5,105	362	5,512	405
田川	4,203	278	6,731	417	7,663	471	8,733	531
北九州	32,003	2,052	34,541	2,363	36,441	2,460	38,109	2,548
京築	6,296	578	6,909	746	7,300	787	7,939	859
県計	146,183	10,155	179,423	12,602	195,696	13,703	212,324	14,833

④ 保育所等訪問支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	15	7	60	21	60	21	60	21
粕屋	42	29	191	116	201	121	209	125
宗像	2	2	35	32	41	38	47	44
筑紫	23	7	36	19	42	23	48	27
甘木・朝倉	0	0	11	11	11	11	11	11
久留米	52	35	132	76	158	90	188	107
八女・筑後	3	3	11	11	13	13	15	15
有明	0	0	8	8	10	10	11	11
飯塚	0	0	19	4	25	6	31	8
直方・鞍手	0	0	22	7	22	7	22	7
田川	13	7	49	15	64	17	69	18
北九州	67	58	106	105	111	108	116	112
京築	10	8	23	18	25	20	27	22
県計	227	156	703	443	783	485	854	528



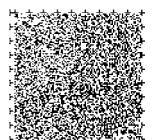
⑤ 居宅訪問型児童発達支援のサービス必要見込量

(単位:人日、人/月)

圏域	実績		見込量					
	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日	人	人日	人	人日	人	人日	人
福岡・糸島	8	7	60	41	60	41	60	41
粕屋	0	0	17	4	21	5	22	5
宗像	4	1	6	3	11	5	12	6
筑紫	5	1	53	5	67	7	81	9
甘木・朝倉	0	0	13	2	13	2	13	2
久留米	0	0	23	4	28	5	37	7
八女・筑後	0	0	1	1	8	2	8	2
有明	0	0	24	2	24	2	24	2
飯塚	0	0	15	3	25	5	35	7
直方・鞍手	0	0	38	5	38	5	38	5
田川	0	0	5	1	15	2	15	2
北九州	0	0	30	5	35	6	40	7
京築	0	0	47	6	58	7	70	8
県計	17	9	332	82	403	94	455	103

(2) サービス確保のための方策

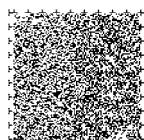
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 多様なサービスの提供体制を確保するため、複数の事業を一体的に運営する多機能型事業所の実施を促進します。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。
- 福祉型の児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規事業所指定については、地域のサービスの利用と供給の需給を考慮し、事業所の所在市町村の意見を踏まえ、決定します。
- 居宅訪問型児童発達支援の定着に向け、また、新たなサービスを含め利用者にとって最も相応しい支援を提供できるよう、制度の理解と周知に努めます。



6 障がい児入所支援

障がい児入所支援は、福祉型障がい児入所支援と医療型障がい児入所支援の2つのサービスからなります。

福祉型障がい児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。



(1) サービスの必要見込量

①利用者数

(単位：人／月)

	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障がい児入所支援	280	277	271	265
医療型障がい児入所支援	162	158	156	154
計	442	435	427	419

②入所定員数

(単位：人／月)

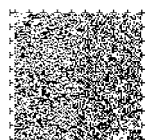
	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障がい児入所支援	332	332	332	332
医療型障がい児入所支援	1,154	1,154	1,154	1,154
計	1,486	1,486	1,486	1,486

医療型障がい児入所支援の利用者数と定員数が大きく異なりますが、入所施設で利用されていない居室については、医療型短期入所で利用しています。

(参考) 医療型短期入所(障がいのある児童)の令和元年度利用実績：506人

(2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- サービスの提供体制を整備するため、施設の創設、改修等について、経費の助成を行います。



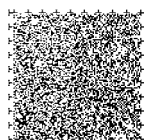
7 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用する際に、障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画案を作成したり、障がい児通所支援の利用途中において障がい児支援利用計画を見直し・変更する等して支援します。

(1) サービスの必要見込量

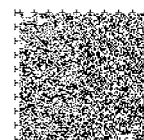
市町村名	実績 令和元年度 人	見込量			市町村名	実績 令和元年度 人	見込量		
		令和3年度 人	令和4年度 人	令和5年度 人			令和3年度 人	令和4年度 人	令和5年度 人
		令和元年度 人	令和3年度 人	令和4年度 人			令和5年度 人		
北九州市	2,479	3,000	3,300	3,600	那珂川市	213	254	295	336
福岡市	3,759	4,816	5,261	5,706	宇美町	144	164	183	202
大牟田市	226	277	307	340	篠栗町	125	140	150	160
久留米市	368	596	679	774	志免町	293	302	314	326
直方市	198	250	300	350	須恵町	80	120	160	180
飯塚市	521	666	739	812	新宮町	204	224	246	271
田川市	173	215	230	245	久山町	32	35	43	50
柳川市	83	120	140	160	粕屋町	336	398	428	458
八女市	43	40	44	48	芦屋町	22	28	31	34
筑後市	186	206	216	226	水巻町	94	100	103	106
大川市	70	76	82	88	岡垣町	93	98	101	103
行橋市	491	601	649	697	遠賀町	90	104	109	114
豊前市	60	66	72	79	小竹町	24	28	30	32
中間市	139	216	252	288	鞍手町	24	29	33	38
小郡市	288	336	408	516	桂川町	57	82	96	110
筑紫野市	563	460	500	540	筑前町	89	130	146	163
春日市	413	500	550	600	東峰村	8	3	3	3
大野城市	411	500	548	578	大刀洗町	80	94	103	112
宗像市	334	404	445	489	大木町	30	35	40	43
太宰府市	263	281	291	301	広川町	58	66	70	75
古賀市	247	246	270	299	香春町	35	40	42	45
福津市	205	266	306	352	添田町	18	25	34	45
うきは市	68	70	72	74	糸田町	34	14	15	16
宮若市	108	123	138	153	川崎町	210	340	374	408
嘉麻市	122	131	148	165	大任町	26	37	51	71
朝倉市	100	110	120	130	赤村	4	13	15	17
みやま市	49	50	50	50	福智町	62	94	126	168
糸島市	205	275	318	369	苅田町	254	261	269	277
					みやこ町	64	67	67	67
					吉富町	31	33	34	35
					上毛町	19	20	20	20
					築上町	62	80	80	80
					県計	15,087	18,355	20,246	22,194

(単位:人/年)



(2) サービス確保のための方策

- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、必要なサービス量の提供に努めます。
- 各市町村に十分な相談支援体制が整備されるよう市町村を支援します。
- 相談支援従事者研修を実施し、相談支援員の養成・確保に努めます。
- 相談支援員について、現任研修を通じて、資質の向上を図り、サービス提供の確保に努めます。

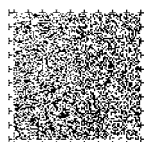


第5節 発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいは、早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく支援を行うことが求められることから、保健・医療・福祉等の関係機関が相互に連携しながら、地域における包括的な支援体制の充実を図ってきました。

今後も、地域の身近な場所で受けられる支援、家族なども含めたきめ細やかな支援、乳幼児期から親亡き後や高齢期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等の充実に向けた取組が必要です。

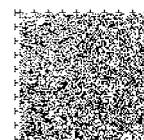
- 県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。また、地域の支援者が発達障がいに関する専門的な知識を学べる研修の充実を図るとともに、発達障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 発達障がいのある人や家族同士が集まり、同じ悩み、課題、体験等から来る感情を共有することによって、安心感や自己肯定感を得ることができるピアサポートの推進を図ります。また、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶためのペアレントトレーニングの推進を図ります。
- 県内に3か所設置した医療連携型の発達障がい児等療育支援事業所において、医師や専門職員による医学的知見に基づいた療育指導や相談等を行い、発達障がいのある人やその家族の地域生活を支援します。
- 日常の診療の中で最初に発達障がいのある人を診療する機会の多いかかりつけ医に対し、発達障がいに関する研修を実施するほか、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等について情報提供を行うなど、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組みます。
- 発達障がい者支援拠点病院において、県内の医師や関係機関に対する発達障がいの症例に関する医学的支援、診療に関わる医師の育成及びネットワークの構築、支援者に対する講習会及び研修会の監修を行うなど、身近な地域における発達障がいのある人に対する支援を強化します。



- 地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、地域における発達障がいのある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。
- 自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深めるため、国連が制定した4月2日の「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」の機会を捉え、ブルーライトアップや啓発講演等の活動を行います。

(単位：回、件／年)

	実績	見込量		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回
発達障がい者支援センターによる相談件数	5,709件	6,220件	6,730件	7,240件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	253件	285件	315件	345件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	195件	250件	305件	360件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	24人	30人	30人	30人
ピアサポートの活動への参加人数	347人	450人	450人	450人



第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上

指定障がい福祉サービス等の提供に当たって基本となるのは人材であり、人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要です。

県は、こうした取組を効果的に実施するため、指定障がい福祉サービス等の事業者、雇用や教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、その取組を進めます。

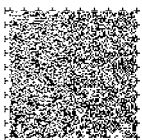
1 サービスの提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員のみならず、サービス提供の担い手の確保を含め、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を、指定障がい福祉サービス、指定通所支援、指定障がい児入所支援、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の事業者ごとに配置することとしており、県では、これらの者に対してサービス管理責任者養成研修や、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修を実施しています。

また、居宅介護従事者の養成等についても、障がいのある人等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、県が指定した養成研修機関との連携を図り、ホームヘルパーやガイドヘルパーの人材確保や資質の向上に努めているほか、行動援護従業者養成研修等を実施しています。

県では、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成して研修を計画的に実施し、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に取り組みます。



- サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修
サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

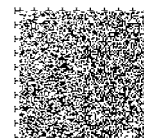
- 相談支援従事者研修
 - ・ 相談支援従事者初任者研修
相談支援に従事する者の養成を図り、障がい者ケアマネジメントの普及と相談支援体制の充実に努めます。
 - ・ 相談支援従事者現任研修
障がいのある人のニーズに対応した生活を提供するため、相談支援に従事している者の資質の向上に努めます。

- 行動援護従業者養成研修
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護が必要な方に対し、行動する際の危険の回避や外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する人材の養成を図り、行動援護の充実に努めます。

- 同行援護従業者養成研修
視覚障がいのある人の外出に同行し、必要な情報を提供するとともに、必要な介護を行う同行援護に従事する者に対する研修を実施する事業者を指定し、必要な人材の養成を図ります。

- 重度訪問介護従業者養成研修
常時介護を要する重度障がい者に介護を総合的に行う重度訪問介護に従事する者に対する研修を実施する事業者を指定し、必要な人材の養成を図ります。

- 喀痰吸引等研修
医療的ケアを必要とする障がいのある人のニーズに対応できるよう、介護



職員を対象に喀痰吸引等の研修を実施し、人材の養成に努めます。

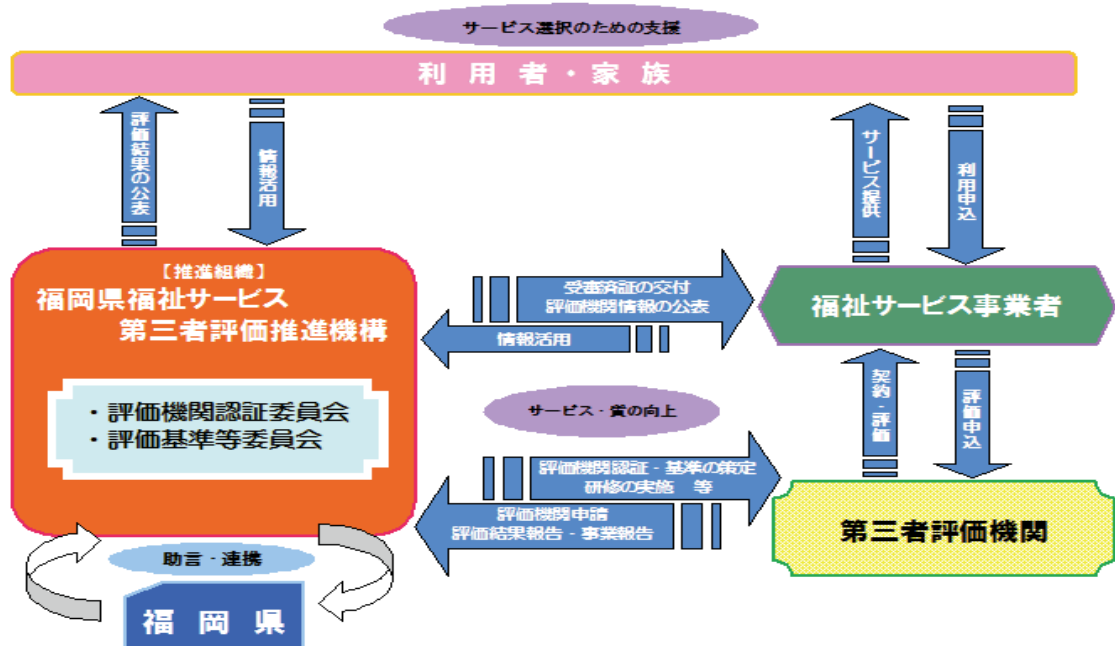
2 指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価

指定障がい福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、中立・公正な第三者機関に専門的かつ客観的に評価してもらうことも重要です。

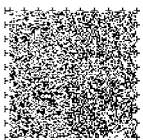
社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう福岡県福祉サービス第三者評価推進機構と連携を図り、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

また、障がい福祉サービス等情報公開制度の活用により、障がい福祉サービス等又は障がい児通所支援等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対する制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及・啓発に向けた取組を行います。

◆福岡県福祉サービス第三者評価事業フローチャート



資料：福岡県社会福祉協議会



3 指導監査結果の関係市町村との共有

県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果について、必要に応じて随時、関係市町村に情報提供します。また、政令市、中核市とは連絡協議会を年1回開催し、指導監査について情報共有します。



第7節 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障がいのある人等に対する虐待の防止

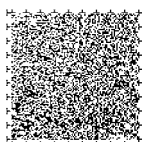
障害者虐待防止法を踏まえ、指定障がい福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされています。

県では、福岡県障がい者権利擁護センターを中心として、市町村、地方労働局、障がい福祉サービス事業所、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、学校、警察、法務局等関係機関と連携し、障がいのある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。障がい者福祉施設において虐待が疑われる事案が発生した場合、実地調査等により事実確認を行い、虐待が確認された場合には、改善指導をはじめ、必要な対応を講じます。

また、次に掲げる点に配慮し、障がいのある人等に対する虐待案件を効果的に防止します。

(1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

県及び市町村は、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がいのある人等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要です。また、指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対しては、障がい者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、指導助言を継続的に行うことが重要です。特に、相談支援事業者に対しては、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要があります。



(2) 一時保護に必要な居室の確保

市町村は、虐待を受けた障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保し、県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行います。

(3) 指定障がい児入所支援の従業者への研修

指定障がい児入所支援についても、指定障がい福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要です。

(4) 権利擁護の取組

障がいのある人等の権利擁護の取組については、成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して、当該制度の利用を促進します。

2 意思決定支援の促進

県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

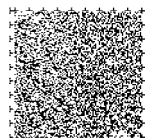
県は、福岡県文化芸術振興条例に基づき、施策を展開することにより、障がいのある人の文化芸術活動を推進していきます。

(1) 障がいのある人の文化芸術活動の促進

- ・ 鑑賞の機会の拡大
- ・ 創造活動・発表機会の拡大

(2) 障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

- ・ 創造活動への支援
- ・ 文化芸術活動を支える人材の育成・確保



4 障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、「障害者差別解消法」及び「福岡県障がい者差別解消条例」に基づき、日常生活や社会生活における障がいのある人等（当該法律及び条例の対象は、いわゆる障がい者手帳の所持者に限りません。）の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

県及び市町村においては、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があります。福祉分野の事業者においては、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

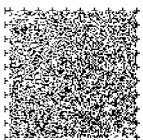
5 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、また、それらの取組は、発災時における障がいのある人等の安全確保につながるとともに、事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。

さらに、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと利用者への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

6 共生型サービスの促進

- 介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、「介護保険サービス」と「障がい（児）福祉サービス」の共生型サービスが、平成 30 年度から制度化されました。



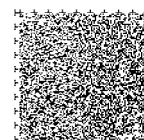
- これにより、①障がいのある人が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくなる ②地域の実情に合わせ限られた福祉人材を有効活用し、適切なサービス提供を行うことができるなど、障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境の整備が進むものと期待されます。
- 本県としても、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所の双方に対し、共生型サービスについての制度改正の周知を行うとともに、共生型サービスが開始される下記分野に取り組む事業所に対する先進事例紹介、事業開始意向調査、必要な資格取得の促進、人材育成支援に取り組みます。
- さらに、サービス利用者や相談支援事業所の意見も聞きながら、利用しやすい共生型サービスについての研究を行い、県内各地域への共生型サービスの定着を目指します。

<障害者総合支援法関係>

- ・ 共生型居宅介護
- ・ 共生型重度訪問介護
- ・ 共生型生活介護
- ・ 共生型短期入所
- ・ 共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<児童福祉法関係>

- ・ 共生型児童発達支援
- ・ 共生型放課後等デイサービス



第8節 県の実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人等が基本的人権を享有する個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、市町村や県が相談支援、意思疎通支援などを実施するものです。

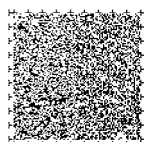
県では、市町村を補完する立場から、県民のニーズを踏まえ、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業や広域的な支援事業等を実施することとしています。

1 専門性の高い相談支援事業

専門性の高い相談について、必要な情報の提供等を行い、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的として、次の事業を実施します。

(1) 発達障がい者支援センター運営事業

- 発達障がいのある人たちに対する支援を総合的に行う拠点として、県内4地域に発達障がい者支援センターを設置して、相談支援、人材育成、情報発信、普及啓発など次のような事業を実施します。
 - ・ 発達障がいのある人及びその家族、関係機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、情報提供を行います。また、必要に応じ、個別支援計画を策定し、発達支援を行います。
 - ・ 就労を希望する発達障がいのある人に対しては、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、就労に向けた支援を行います。
 - ・ 発達障がいのある人に関する理解促進を図るため、発達障がいの特性や対処方法等について周知啓発に努め、学校や福祉事務所など関係機関に対する研修等を実施します。
 - ・ 発達障がいのある人の家族を対象とした講座や交流会を実施するなど家族支援の充実を図ります。



- ・ 北九州市及び福岡市が設置している発達障がい者支援センターとの連携を図り、広範で効果的な支援策を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関の密接な連携により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を確立していきます。

(2) 高次脳機能障がい支援普及事業

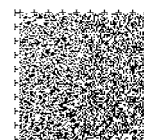
- 高次脳機能障がいのある人に適切な支援を提供するため、県内に4か所設置した高次脳機能障がい支援拠点機関において、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行います。
- 身近な地域において高次脳機能障がいのある人に対する適切な支援を提供するため、自治体職員、福祉事業者、学校関係者等に対して、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修を行います。

(3) 障がい児等療育支援事業

- 在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児等施設の有する療育支援機能を活用し、障がいのある児童やその保護者が身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育相談事業の充実を図ります。
- 療育支援施設では、保育士や作業療法士などの専門職員で支援チームを作り、障がいのある児童の家庭を定期的又は随時に訪問し、あるいは外来の方法により、療育に関する助言、指導や健康診査を実施します。さらに、障がいのある児童が通う障がい児通所支援事業所や保育所の職員に対し、療育に関する技術の指導を行い、身近な地域において適切な支援を実施していきます。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

- 県内13か所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。



2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、聴覚障がいのある人の理解力に応じた手話や要約筆記ができる手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を実施します。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある人）の自立と社会参加を図るため、外出時の移動介助及びコミュニケーションの知識、技能を習得した盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施します。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

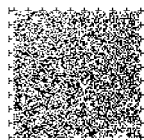
失語症者の自立と社会参加を図るため、1対1のコミュニケーションを行うための技術や、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するために必要な知識、技術を習得した失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修を実施します。

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を行うことができるよう、専門性の高い意思疎通者の派遣事業を実施します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は



講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、認定試験に合格した手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、移動やコミュニケーション等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員の派遣を実施します。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施します。

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の広域的な派遣を円滑にするために、市町村での実施が困難な派遣の調整を行う派遣ネットワーク事業を実施します。

5 広域的な支援事業

市町村の区域を越えて広域的な支援を行い、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにすることを目的として、次の事業を実施します。

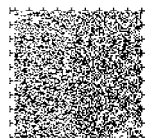
(1) 相談支援体制整備事業等

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。

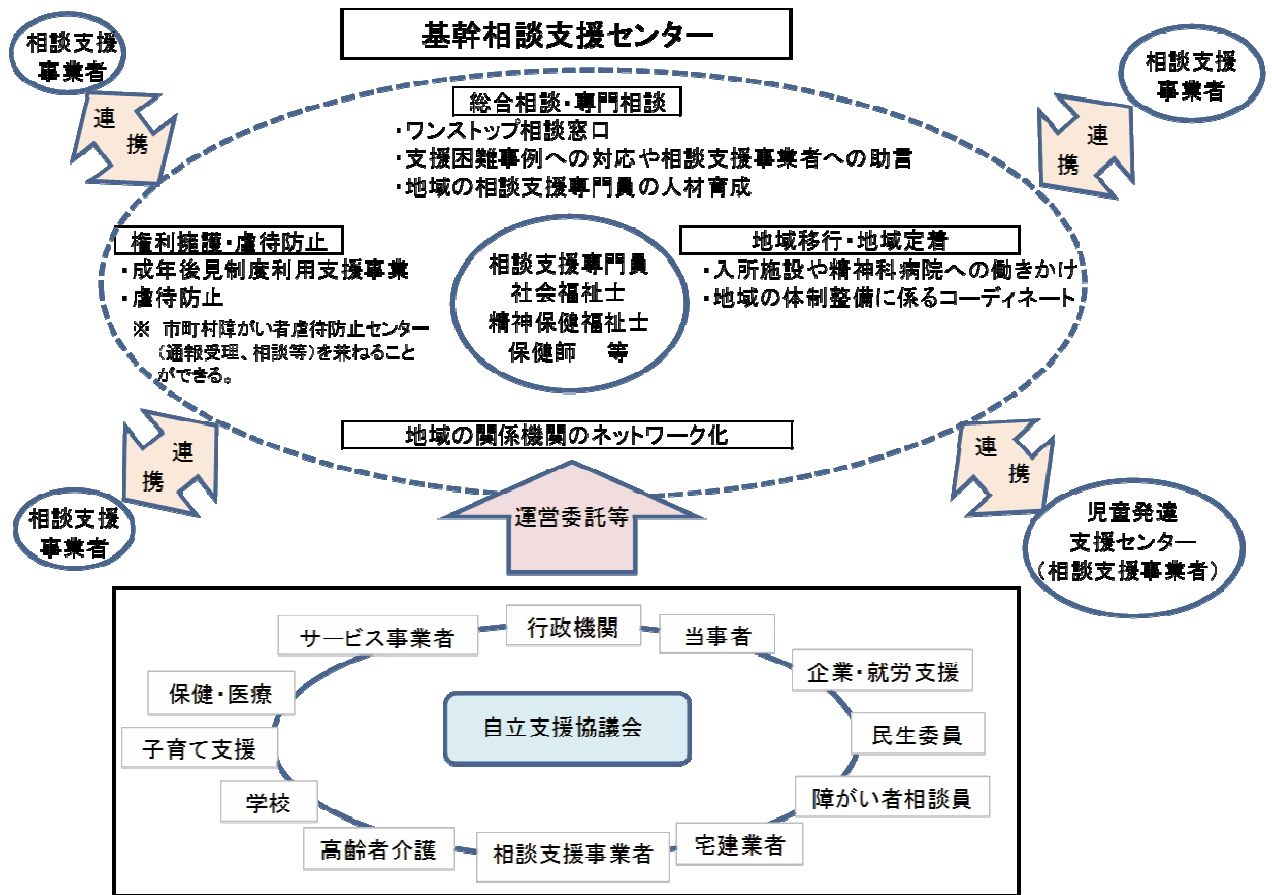
② 福岡県自立支援協議会

広域的な相談支援体制の構築に向けて主導的な役割を担うとともに、各市町村における地域自立支援協議会の支援及び推進を図ることを目的として



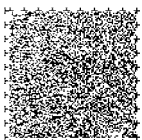
おり、次のような支援を実施しています。

- ・ 市町村職員等を対象とした研修
- ・ 地域自立支援協議会の相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策について助言
- ・ 基幹相談支援センターの設置推進



(2) 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の関係者等が相互の連携を図り、地域における課題の情報共有や地域の実情に応じた体制整備の協議を行うため、発達障がい者支援地域協議会を開催します。



6 福祉サービス従事者、指導者等育成事業

障害支援区分認定調査員や各種福祉サービス提供に関わる者を対象とする研修を実施し、人材の確保、資質の向上を図ります。

- ・ 障害支援区分認定調査員等研修事業
- ・ 相談支援従事者研修事業
- ・ サービス管理責任者研修事業
- ・ 居宅介護従業者等養成研修事業
- ・ 身体障がい者・知的障がい者相談員研修事業
- ・ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

7 その他の事業

(1) 生活訓練等事業

障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

(2) 情報支援等事業

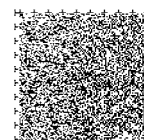
障がいのために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ります。

(3) 障がい者ITサポート事業

障がいのある人のパソコン操作の習得等をサポートすることにより、ITの活用による社会参加を促進します。

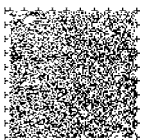
(4) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。



地域生活支援事業の見込量

事業名	令和元年度（実績）		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障がい者支援センター運営事業	4	1,403	4	2,000	4	2,000	4	2,000
② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	4	初回相談者 422 継続相談者 2,254	4	初回相談者 440 継続相談者 2,600	4	初回相談者 450 継続相談者 2,800	4	初回相談者 460 継続相談者 3,000
③ 障がい児等療育支援事業	13	/	13	/	13	/	13	/
④ 障害者就業・生活支援センター事業	13	9,214	13	10,474	13	11,104	13	11,734
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	手話 6 要約 5	/	手話 5 要約 5	/	手話 5 要約 5	/	手話 5 要約 5
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	通訳介助員 17	/	通訳介助員 19	/	通訳介助員 19	/	通訳介助員 19
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	/	/	/	15	/	15	/	15
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	手話 873 要約 82	/	手話 750 要約 120	/	手話 750 要約 120	/	手話 750 要約 120
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	通訳介助員 373	/	通訳介助員 410	/	通訳介助員 410	/	通訳介助員 410
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	/	/	/	180	/	180	/	180
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業								
※ 実施の有無		有		有		有		有
(5) 広域的な支援事業								
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※ 相談支援に関する実アドバイザー見込み者数	6	/	7	/	7	/	7	/
② 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業 ※ 協議会の開催見込み数	1	/	1	/	1	/	1	/



第9節 収入水準向上のための計画

就労継続支援事業所で働く障がいのある人の収入は低い状況にあり、障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、収入水準を向上させる必要があります。

このため、収入水準向上に向けた取組を行い、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援していきます。

1 現状と課題

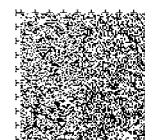
- 本県の就労継続支援事業所B型で働く障がいのある人の平均収入月額下表のとおりで、全国平均を下回っている状況にあります。
- 本県では障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、販売促進に取り組んでいます。
- 就労継続支援事業所においても、パンやクッキーなどの食料品の製造・販売や印刷・清掃等の多種多様な生産活動を行い、障がいのある人の収入向上に努めているところですが、経営力が十分ではないことや、企業等からの継続的で安定的な受注が確保できないなどの状況が見受けられます。
- 農福連携に取り組む就労継続支援事業所は着実に増加していますが、就労継続支援事業所、農業者等のさらなる理解促進が必要です。また、農業技術を有する人材も不足しています。
- 新型コロナウイルス感染症により、販売機会や受注先からの受託業務が減少するなど、厳しい状況にあります。

就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額の推移（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本県	13,539	13,841	14,218	14,215
全国平均	15,295	15,603	16,118	16,369

2 目標値の設定

項目	令和5年度の目標
就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額	20,000円以上



3 目標達成への対応策

- (1) 一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援(A型、B型)事業所を障がい者福祉計画に基づき整備していきます。
- (2) 障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、以下の取組を着実にを行うことで、障がいのある人の収入向上を図っていきます。
- 障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業の活動により、共同受注窓口の活性化を図ります。また、商工団体や農業団体が参画する共同受注推進協議会との連携を進めます。
 - 政令市、中核市と連携し、低工賃の事業所に対する工賃向上事業所指導を実施するなど、経営力強化に向けた支援に取り組みます。
 - 各総合庁舎等で「まごころ製品」を定期的に販売するとともに、県主催イベントでの販売機会を拡充します。また、コロナ禍において、販売機会を確保するため、オンラインでの「まごころ製品」の販売を促進します。
 - 「まごころ製品」の認知度を高めるため、「まごころ製品ロゴマーク」などを用いた「まごころ製品」のPRに取り組みます。
 - 広く農福連携の取組をPRするため、農福連携マルシェの開催等に取り組みます。また、県立の農業大学校、農業高校と連携し、農業技術を持った人材の確保を図ります。
 - 「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度調達方針を策定し、障がいのある人がつくる「まごころ製品」の積極的な調達を推進します。

